

六 發 行 額	五 方 法 決 定 の	四 募 入 決 定 の	三 發 行 方 法	二 用 振 の 法 項 及 の 適 そ 拠	一 號 名 稱 及 び 記	○ 平 成 二 十 三 年 十 二 月 六 日	省 令 第 三 十 号 ～ 第 七 号	財 務 省 告 示 第 七 號
額割さ各札じるる利振の以 内面りい申に。数利回替適下 訳金当も込よを值回り機用「 額てのみる競をり格関を振 別でるかの発争いに差は受 表二。らう行にう応へ日け の千そち付。募第本る と九の利し次し十銀も お百応回て号た七行の り九募り行に者号とと 一十八額格わおがにすし。 八を差れい加規る、の 億順の算定。そ規 円次小入同すすの定	社 債 年 別 一 法 会 第 百 八 十 回 国 庫 債 券 （ 十 年 ） ～ 百 十 二 回 第 二 百 七 十 八 回 、 第 二 百 八 十 回 、 第 二 百 八 十 四 回 、 第 二 百 七 十 四 回 、 第 二 百 七 十 五 号	律 社 項 株 項 律 計 回 二 八 九 、 庫 債 券 （ 十 年 ） ～ 百 十 二 回 第 二 百 七 十 八 回 、 第 二 百 八 十 回 、 第 二 百 八 十 四 回 、 第 二 百 七 十 四 回 、 第 二 百 七 十 五 号	財 務 大 臣 野 田 佳 彦	額 割 さ 各 札 じ る る 利 振 の 以 内 面 り い 申 に 。 数 利 回 替 適 下 訳 金 当 も 込 よ を 值 回 り 機 用 「 額 て の み る 競 を り 格 関 を 振 別 で る か の 発 争 い に 差 は 受 表 二 。 ら う 行 に う 応 へ 日 け の 千 そ ち 付 。 募 第 本 る と 九 の 利 し 次 し 十 銀 も お 百 応 回 て 号 た 七 行 の り 九 募 り 行 に 者 号 と と 一 十八 額 格 わ お が に す し 。 八 を 差 れ い 加 規 る 、 の 億 順 の 算 定 。 そ 規 円 次 小 入 同 す す の 定	社 債 年 別 一 法 会 第 百 八 十 回 国 庫 債 券 （ 十 年 ） ～ 百 十 二 回 第 二 百 七 十 八 回 、 第 二 百 八 十 回 、 第 二 百 八 十 四 回 、 第 二 百 七 十 四 回 、 第 二 百 七 十 五 号	額 割 さ 各 札 じ る る 利 振 の 以 内 面 り い 申 に 。 数 利 回 替 適 下 訳 金 当 も 込 よ を 値 回 り 機 用 「 額 て の み る 競 を り 格 関 を 振 別 で る か の 発 争 い に 差 は 受 表 二 。 ら う 行 に う 応 へ 日 け の 千 そ ち 付 。 募 第 本 る と 九 の 利 し 次 し 十 銀 も お 百 応 回 て 号 た 七 行 の り 九 募 り 行 に 者 号 と と 一 十八 額 格 わ お が に す し 。 八 を 差 れ い 加 規 る 、 の 億 順 の 算 定 。 そ 規 円 次 小 入 同 す す の 定	社 債 年 別 一 法 会 第 百 八 十 回 国 庫 債 券 （ 十 年 ） ～ 百 十 二 回 第 二 百 七 十 八 回 、 第 二 百 八 十 回 、 第 二 百 八 十 四 回 、 第 二 百 七 十 四 回 、 第 二 百 七 十 五 号	額 割 さ 各 札 じ る る 利 振 の 以 内 面 り い 申 に 。 数 利 回 替 適 下 訳 金 当 も 込 よ を 値 回 り 機 用 「 額 て の み る 競 を り 格 関 を 振 別 で る か の 発 争 い に 差 は 受 表 二 。 ら う 行 に う 応 へ 日 け の 千 そ ち 付 。 募 第 本 る と 九 の 利 し 次 し 十 銀 も お 百 応 回 て 号 た 七 行 の り 九 募 り 行 に 者 号 と と 一 十八 額 格 わ お が に す し 。 八 を 差 れ い 加 規 る 、 の 億 順 の 算 定 。 そ 規 円 次 小 入 同 す す の 定

額割さ各札じるる利振の以
内面りい申に。数利回替適下
訳金当も込よを値回り機用「
額てのみる競をり格関を振
別でるかの発争いに差は受
表二。らう行にう応へ日け
の千そち付。募第本る
と九の利し次し十銀も
お百応回て号た七行の
り九募り行に者号とと
一十八額格わおがにすし。
八を差れい加規る、の
億順の算定。そ規
円次小入同すすの定

社
債
年
別
一
法
会
第
百
八
十
回
国
庫
債
券
（
十
年
）
～
百
十
二
回
第
二
百
七
十
八
回
、
第
二
百
八
十
回
、
第
二
百
八
十
四
回
、
第
二
百
七
十
四
回
、
第
二
百
七
十
五
号

社
債
年
別
一
法
会
第
百
八
十
回
国
庫
債
券
（
十
年
）
～
百
十
二
回
第
二
百
七
十
八
回
、
第
二
百
八
十
回
、
第
二
百
八
十
四
回
、
第
二
百
七
十
四
回
、
第
二
百
七
十
五
号

社
債
年
別
一
法
会
第
百
八
十
回
国
庫
債
券
（
十
年
）
～
百
十
二
回
第
二
百
七
十
八
回
、
第
二
百
八
十
回
、
第
二
百
八
十
四
回
、
第
二
百
七
十
四
回
、
第
二
百
七
十
五
号

社
債
年
別
一
法
会
第
百
八
十
回
国
庫
債
券
（
十
年
）
～
百
十
二
回
第
二
百
七
十
八
回
、
第
二
百
八
十
回
、
第
二
百
八
十
四
回
、
第
二
百
七
十
四
回
、
第
二
百
七
十
五
号

十	十	九	八	七
一				
發		振	額	最
發		替		低
行	行		額	込
価		單		金
格	日	位		額

出百発平す額の振五万三千円
し円行成る記替八千円
たに對。整載法の規七百円
金つ象十數又は規定十四億四千円
額き國二倍の記録による四千二百七十一
、債十二金額は、振替口座簿
次ごと十二月にによる最低額面金簿
の算式に二十日より算額面金簿

$$1 + \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\left(\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差} \right) \times \text{残存年数}}$$

利子率過利子率

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収さ

利象各準入償償
回国発と札還還
り債行すの金期
の対る基額限

のさ債日平額（
単れ店本成面別
利た頭証ニ金表
利各売券十額の
回発買業二百と
り行參協年円お
と對考会十にり
す象統が二つ
る国計發月き
。債値表十百
の表し六円
平にた日
均掲公付
值載社で

各發行對象國債の
利率／100××各

利
子

す日日う算と發第
るにに。式し行十る税人にの法す國をかのれ中れ
期支當たに、対号こ率が當算入る債乗ら算るのる
日払ただよ各象にとを適該式であが發金金よ
にうるしり支國規が乗用非ににとつて記し
つへと、算払債定でじを居よる場居時（に算
い次き支出期のすきた受住り合住にた百出は又
て号は払しに支るる金け者算にた百出は又
同に、期たお払發。額）る又出は者おだ分し、は替
じおそが金い期行を所はし、又いし控得外た前はて、のた前記口
。いの銀額てを日を控得外た前はて、のた前記口
。て翌行を、支後規營休支次払の除税國金記外取当二金記錄座
定業業払の期各すの法額（）國得該十額（）さ簿

十八十九二十
元利金支
払場所
入札参加
期日

日本銀行
財務大臣

から通知を受けた者

平成二十二年十二月二十一日

(別表)

名称及び記号

利率(年)

償還期限

発行額(額)

利 五第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 四第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 二第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 回第十付 二年国 百庫 八債 十券	利 九第十付 回二年国 百庫 七債 十券	利 八第十付 回二年国 百庫 七債 十券	利 七第十付 回二年国 百庫 七債 十券	名称 及 び 記 号
一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 八 %	一 ・ 六 %	利 率 (年)
日年平 三成 月二 二十 十九	十年平 日十成 二二 月十 二八	日年平 九成 月二 二十 十八	日年平 六成 月二 二十 十八	日年平 三成 月二 二十 十八	日年平 三成 月二 二十 十八	日年平 三成 月二 二十 十八	償 還 期 限
四 十 五 億 円	円六 百 二 十 億	三 十 九 億 円	円百 二 十 五 億	億二 円百 三 十 九	億六 円百 五 十 五	億二 円百 二 十 五	発 額 面 金 額 (額)

二 第 十 付 回 二 年 国 庫 九 債 十 券	一 第 十 付 回 二 年 国 庫 九 債 十 券	七 第 十 付 回 二 年 国 庫 八 債 十 券
一 · 七 %	一 · 三 %	一 · 九 %
三 平 月 成 二 三 十 日 年	三 平 月 成 二 三 十 日 年	日 年 平 六 成 月 二 二十 十九
億 八 円 百 八 十 一	九 十九 億 円	七 十 億 円